



資料編

1 第二次尾道市自殺対策推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第二次尾道市自殺対策推進計画の策定のため、第二次尾道市自殺対策推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、第二次尾道市自殺対策推進計画の目標を設定し、及び当該目標を達成するための具体的な諸活動等を検討し、同計画の策定について市長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師会関係者
- (3) 住民自治組織関係者
- (4) 企業・事業所関係者
- (5) 弁護士会関係者
- (6) 行政関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(推進委員会)

第6条 委員会に、専門的な調査及び研究を行うため、必要に応じて推進委員会を設置することができる。

2 推進委員会の委員は、委員長が選任する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部健康推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する任務を達成した日限り、その効力を失う。

2 第二次尾道市自殺対策推進計画策定委員会委員名簿

※50音順

	名 前	所 属
◎	青山 俊之	尾道市医師会 青山病院 院長
	井元 敏裕	広島県東部厚生環境事務所 東部保健所 次長（兼）政策監
	金子 努	県立広島大学保健福祉学部 教授
	桑原 陽子	はっぴねす メディカルカウンセリングルーム 本田クリニック 精神保健福祉士
	坂本 勉	尾道市消防局 消防局長
	佐々木 浩之	尾道警察署 生活安全課長
	佐藤 邦男	広島弁護士会 弁護士
	澤田 昌文	尾道市副市長
	武田 真典	尾道公共職業安定所（ハローワーク尾道）次長
	田坂 昇	尾道市社会福祉協議会 事務局長
	田中 洋平	因島商工会議所 専務理事
	則行 敏生	尾道市医師会副会長 JA 尾道総合病院副院長
	濱原 光伸	尾道市中学校長会 （向東中学校長）
	平谷 学	尾道しまなみ商工会 事務局長
	巻幡 徹二	因島医師会 理事 巻幡内科医院 院長
	宮本 宏恵	尾道商工会議所 女性会 副会長
	宮本 佳宏	尾道市教育委員会 教育長
○	村上 康雄	尾道市連合民生委員児童委員協議会 会長
	山本 克己	尾道市医師会 理事 山本医院 院長
	和田 知宏	尾道労働基準監督署 安全衛生課長

◎委員長 ○副委員長

3 尾道市自殺対策推進委員会委員名簿

※50音順

	名 前	所 属
◎	青山 俊之	尾道市医師会 青山病院 院長
	石川 嘉一	尾道市教育委員会 教育指導課 豊かな心と体育成係長
	戎 淳子	広島県東部保健所 保健課 保健対策係長
	織田 健爾	尾道造船(株) 尾道造船所 安全部 安全衛生課 課長
	桑原 陽子	はっぴねす メディカルカウンセリングルーム 本田クリニック 精神保健福祉士
	佐藤 邦男	広島弁護士会 弁護士
	佐藤 千浪	尾道市社会福祉課 障害福祉係 専門員
	高橋 淳子	尾道市健康推進課 すこやか親子係 主任 (子育て世代包括支援センター「ほかほか」)
	高橋 望	尾道市社会福祉協議会 暮らしサポートセンター尾道 係長
	高原 昌哉	尾道市消防局 警防課 課長
	高藤 英之	尾道警察署 生活安全課 係長
	久松 寛明	尾道市高齢者福祉課 高齢者福祉係 係長
	前原 美和子	尾道市立大学 学務課 医務室 看護師
	水ノ上 登紀子	尾道市保健推進員連絡協議会 会計
	村上 康雄	尾道市連合民生委員児童委員協議会 会長
	村山 直子	尾道市立市民病院 診療部 主任 臨床心理士
	桃谷 栄二郎	尾道市障害者サポートセンター はな・はな (地域生活支援センターるり 管理者)
	山本 克己	尾道市医師会 理事 山本医院 院長
	山口 真悟	自死遺族わかち合い ひだまりの会 代表
	湯川 茂樹	尾道公共職業安定所 職業相談者1部門 統括職業指導官
	吉浦 史貴	尾道市PTA 連合会 会長
	和田 知宏	尾道労働基準監督署 安全衛生課長

◎委員長

4 計画策定経過

年月日	内容
令和5年 7月27日	第1回尾道市自殺対策推進計画策定委員会 ○第二次尾道市自殺対策推進計画策定の概要について ○尾道市の現状について ○現計画の評価及び課題について ○次期計画について
10月5日	第1回尾道市自殺対策推進委員会 ○第二次尾道市自殺対策推進計画策定体制及び今後のスケジュールについて ○第二次尾道市自殺対策推進計画策定背景（国・県の動向）について ○尾道市の現状について ○現計画の評価及び課題について ○第二次尾道市自殺対策推進計画の素案について ○第二次尾道市自殺対策推進計画の目標値について ○第二次尾道市自殺対策推進計画の指標について
11月17日	第2回尾道市自殺対策推進委員会 ○第二次尾道市自殺対策推進計画の目標値について ○第二次尾道市自殺対策推進計画の指標について ○第二次尾道市自殺対策推進計画の取組について
12月1日	第2回尾道市自殺対策推進計画策定委員会 ○尾道市の現状の追加について ○第二次尾道市自殺対策推進計画の目標値について ○第二次尾道市自殺対策推進計画の指標について ○第二次尾道市自殺対策推進計画の取組について
令和6年 1月10日～ 2月9日	○パブリックコメントの実施